

ようこそ、古江台小学校へ

令和8年度版

# 古小ハンドブック

## 古小ハンドブック



吹田市立古江台小学校

〒565-0874 吹田市古江台5丁目6-1

TEL 06-6872-0308 FAX 06-6872-0388

# も く じ

## ご入学にあたって **1**

## ご入学前の準備 **2**

学用品などの準備	2
記名について	3
生活面・習慣・学習への準備	5

## 事務的なこと **6**

保護者に負担していただく費用について	6
教科書・副読本	9
転校手続き	9

## まず担任に相談を **10**

## 教育について **11**

吹田市の教育	11
本校の教育	12
本校の概要	12

## 子どもたちの健康のために **15**

保健室から	15
日々の健康管理	18
けがや病気の時は？	18
給食室から	20

## 子どもたちの安全のために **22**

日常安全管理	22
来校時のお願い	23
学校からの携帯メール配信について	24
災害時の対応	25
通学路	26
教室配置図	27

## PTA活動 **28**

PTA活動の重要性	28
各委員会の活動	28

## 健やかな成長のために（お知らせ） **29**

留守家庭児童育成室（すずらん学級）	29
学校以外の教育相談窓口	30

※資料 就学援助費制度について（市の説明書）	32
------------------------	----

# 写真でたどる古江台小学校の主な活動

♪入学式



↑ 新しいお友だちと緊張しながらも、しっかりお話を聞いていました。

♪おいしい給食



みんなでいっしょに食べるカレーライス。とってもおいしかったな。➡

♪読書タイム



↑ 水曜日の朝は全校一斉読書の時間です。自分で選んだ本を読んでいます。

♪古小フェスタ



↑ どの子も楽しめるよう、おばけやしきやゲームコーナー、手作りコーナー等、工夫いっぱいの行事です。子どもたちは毎年とても楽しみにしています。

水泳学習♪



↑ 夏の体育はプールで学習します。最初はまず水慣れをし、学年に応じた指導をしています。



♪運動会



↑ 秋には1～6年生で運動会を行い、日頃の力を発揮します。

♪読みつたえ



← 水曜日には順番に、1～3年生の各教室にボランティアの方が、読み聞かせをしに来て下さいます。



# ご入学にあたって

## ▶ 入学式

- 日 時 令和8年（2026年）4月7日（火）
- 受 付 午前8時45分～9時10分（時間厳守でお願いします）  
※正門からお入りいただき、案内に従ってお進み下さい。
  
- 開 式 午前9時30分…新入生入場
- 式 場 本校 体育館

## ◆入学式当日、ご持参いただくもの

- 就学通知書(吹田市教育委員会から郵送されたもの)
- 筆記用具、教科書等配付物を入れる袋
- 上ぐつ（新1年生用）
- 上ばき、下ばき入れ（保護者用）



## ◆手続き

- 正門付近で「学級編成名簿」をお渡しします。
- 学級を確かめたうえで、教室入り口で上ばきにはきかえます。
- 教室前の受付で「就学通知書」を提示して下さい。
- 新入学児童は6年生がお世話します。保護者の皆様はそのまま体育館にお進みいただきお待ち下さい。

※**混雑防止**の観点から、受付場所を体育館等に変更する場合があります。

## ◆ご連絡

- 必ず保護者の方と児童がいっしょに徒歩でお越し下さい。  
(万一本人が欠席の場合でも、保護者の方はご出席下さい。)
- 入学できない事情が生じたときは、必ず事前に学校へ連絡して下さい。
- 入学式終了後、**記念写真を撮影し**、児童は担任の誘導で教室へ移動します。保護者の方は体育館にて配付物の確認を行い、終了後に教室へ移動していただきます。
- 転出がわかっている方や、急に転出が決まった方は、必ず学校へお知らせ下さい。

## ◆ご注意（ご協力お願いします）

- 式中はご着席下さい。席を立っての写真撮影やビデオ撮影は禁止です。SNS への投稿はご遠慮下さい。
- 携帯電話は必ず電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。
- その他、時計のアラームをお切りいただくなど、子どもたちにとって入学式が、よりよいものになりますようご協力お願いいたします。

# ご入学前の準備

## ▶ 学用品などの準備

### ◆学校で配付する物品（入学式当日）

- (1) 教科書、副読本
- (2) 一括購入品

入学当初の学習が円滑に進められるよう、最小限必要な学用品は学校で一括購入します。  
(下記参照) 代金は自動振替で集金させていただきます。入学式当日、記名のためにいったん持ち帰っていただきます。

お道具箱・計算カード・計算ブロック・ノート3冊・連絡帳・連絡袋・三角鉛筆（1ダース）  
消しゴム・クーピー・名前ペン・のり・粘土ケース・名札（粘土・給食用おぼん：学校保管）

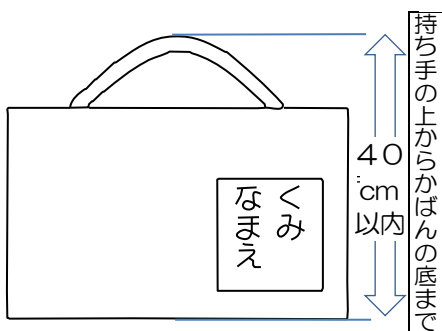
### ◆ご家庭で用意していただくもの

- ★ランドセルまたはカバン（背中に安全に背負えるもの）  
はさみ・筆箱・赤鉛筆・16色くらいのクレパス（クレヨンは不可）  
セロテープ・粘土板・ぞうきん2枚（ぞうきんは無記名）
- ★上ぐつ・体育館シューズ・体操服・体操ズボン（ハーフパンツ）・赤白帽  
給食エプロン・マスク・帽子
- ★手さげかばん2つ（月曜セット・図書バック）
- ★布袋小2つ（上靴入れ・体育館シューズ入れ）・布袋大2つ（体操服入れ・給食着袋）

☆参考（布袋の大きさ）…じょうぶな布で、名前を大きくわかりやすく

手さげかばん×2袋

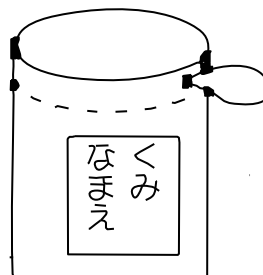
- ①月曜セット ②図書バック



高さ40cm 以内  
(40cmを超えると床についてしまいます。)  
横 40cm 程度

布袋(小)×2袋

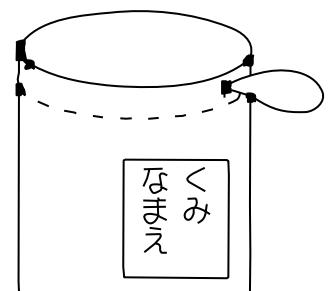
- ①上靴入れ ②体育館シューズ入れ



高さ30cm 程度  
横 20cm 程度

布袋(大)×2袋

- ①体操服入れ ②給食着袋



① 体操服入れ  
高さ40cm 程度 横30cm 程度  
② 給食着袋  
高さ30cm 程度 横25cm 程度

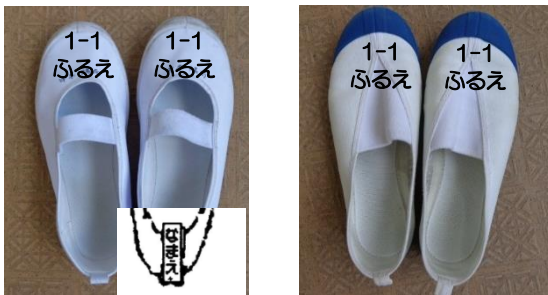
- ★「登下校中にクラスや名前を見られるのが不安…」という場合は、かばんの内側に書いていただいて大丈夫です。シューズ入れは、紐でしぼるタイプを例示していますが、出し入れや持ち運びに困らないものなら、タイプは問いません。
- ★ その他の学用品は、入学後、必要に応じて一括購入あるいはご連絡しますので、急いでお求めにならなくても構いません。
- ★ 体操服等の品物については、谷本スポーツ店 でも販売しています。(JR吹田駅前旭通り商店街 Tel: 6381-1983)

## ▶ 記名について

- ★原則としてそれぞれの図で「なまえ」とあるところには、ひらがなで「姓・名」を書いて下さい。
- ★すべての持ち物（クレパス・えんぴつの1本1本、肌着・くつ下にも）に、ひらがなではっきりと書いて下さい。
- ★油性マジックを使うなど、消えたりはがれたりしない方法でお書き下さい。
- ★名前シール等ははがれやすいです。使用されるときはしっかり貼って下さい。

### 上ぐつ 体育館シューズ

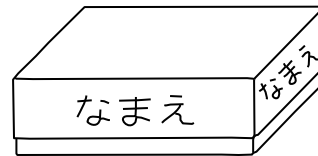
靴の上側とかかかとに組・姓をよく見える大きさ（1文字2 cm以上）で記名して下さい。  
 ※かかとは姓のみでかまいません。  
 ※イラスト等の記入はおやめください。



上ぐつ

体育館シューズ

### 粘土ケース

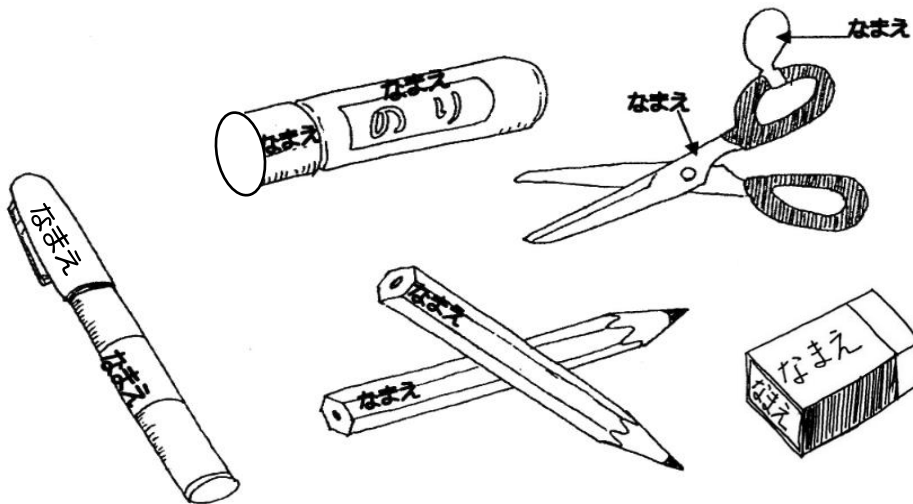


ケースのふた  
（2カ所）  
と底に記名

粘土板は、下敷き2枚程度の大きさのものを用意して下さい。今まで使っていたものがあれば、それでけっこうです。

粘土ベラにも記名して下さい。  
 （消えないようセロハンテープをまきつけて下さい。）

### のり・はさみ・三角えんぴつ・名前ペン・消しゴム

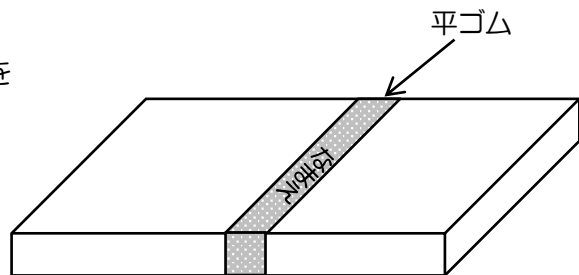


- はさみのふたは無くてもよいです。
  - 名前はわかりやすく消えないように書いて下さい。
  - 鉛筆は1本1本記名して下さい。
  - のりは中栓をとり、すぐに使えるようにしておいて下さい。
  - 筆箱は箱型を準備して下さい。（えんぴつ4～5本、赤えんぴつ1本、消しゴム）
- ※4月に三角えんぴつをお渡ししますので、1ダースを使い切るまでは、お渡ししたえんぴつをお使い下さい。ご家庭でご準備いただいたえんぴつ等はその後に使用して下さい。

### クレパス・クーピー

1本1本に記名して下さい。クーピーはシールをはるか、紙をセロテープでまきつけます。

クレパスの箱には、平ゴムでバンドを作って、とめるようにして下さい。ふたが開いて中身がバラバラにならないためにぜひ必要です。

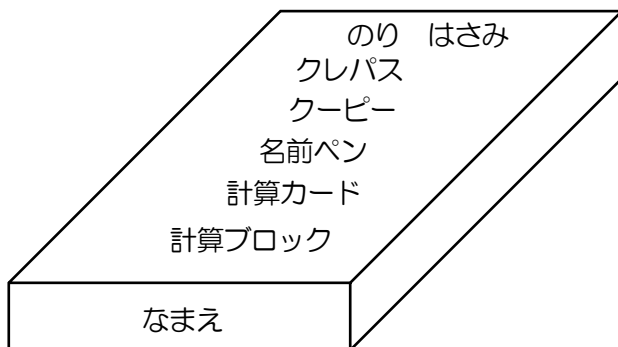


### けいさんカード

1枚1枚に記名して下さい。「姓のみ」

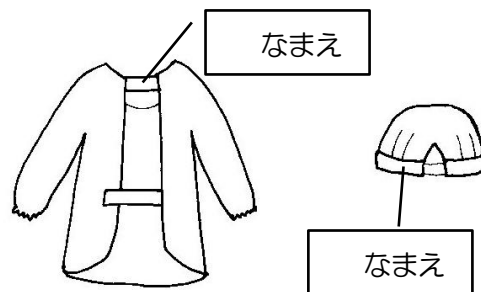
### お道具箱

記名後、下記のものを入れて、後日、連絡した日にもってきて下さい。



### 給食エプロン・帽子・マスク

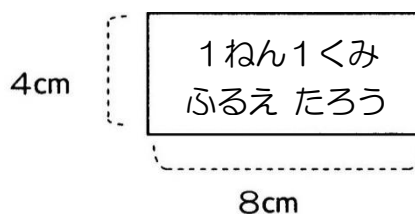
エプロンのうしろのゴムの部分、帽子のうしろ、マスクの端に記名して下さい。



### 体操服・ハーフパンツ・赤白ぼう

名前を布に書いて、しっかりとれないように縫いつけてください。

体操服の名札「学年・組（例 1ねん1くみ）姓・名」



※ハーフパンツのひもをうまくむすべないときは、ひもをぬいてもらっても構いません。



## ▶ 生活面・習慣の準備

4月から子どもたちは一つ広い社会である小学校で生活することになります。小学校では以下のよう、いくつか留意していただきたいことがあります。はじめはできなくても、あせらず少しずつ身につけさせて下さい。

○自分の名前がはっきり言え、呼ばれたら元気よく返事ができるようにしましょう。

○「おはようございます」等、元気にあいさつができるようにしましょう。

○自分のことは自分でしましょう。

- ・衣服の着脱 用便 次の日の学習の準備 ハンカチ ティッシュの準備等  
(ただし、低学年の間は、保護者の方が確かめるようにして下さい。)

- ・自分の持ち物の整理、整頓ができるように。

○規則正しく、健康的な生活習慣を身につけましょう。

- ・早寝早起き 歯磨き 洗顔 朝ごはん 遊び 手洗い トイレ お手洗い 等

○だれとでも仲よくしましょう。

- ・多くの人々との豊かな人間関係が、楽しい学校生活を作ります。

○物を大切にしましょう。

- ・よく落とし物があります。しばらく展示・保管するものの、結局処分してしまうものもあります。  
持ち物には必ず名前を書いておいて下さい。

○人の話を最後まで聞けるようにしましょう。

○できる範囲でいいですから、好き嫌いなく一定時間内で食べられるようにしましょう。

○交通ルールを守り、自分の家と学校の間を、ひとりで往復できるようにしましょう。

○健康面などで、配慮を要するお子さまは、必ず前もって学校にお知らせ下さい。



- ◆その他 ◎緊急連絡先を明確にしておいて下さい。(児童調査票・安全カードに記入)  
◎平熱を知っておいて下さい。  
◎遅刻・早退・欠席の場合は、さくら連絡網で朝8時20分までに連絡して下さい。  
(前日でも入力可。緊急時以外は、電話や連絡帳の提出は不要です。)

## ◆学習への準備

小学校は、初めての義務教育の場です。入学してくる子どもたちに、ひらがなや数字など初歩から学習をすすめる計画をたてています。入学前の準備としては、自分の名前がひらがなで書ける程度で十分です。決してあせらないで下さい。

家庭でぜひ教えておいてほしいことは、「話している人の顔を見て、しっかりと聞く」ことや、上記の生活習慣にあるような基本的な集団生活のマナーです。そのことが学校での効果的な学習につながります。



## 事務的なこと

### 《保護者に負担いただく費用について》

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費）があります。

学校給食費は、吹田市が納入金額を決定します。学校徴収金等は、各学校で購入する教材等を決めるため、校長が納入金額を決定します。

学校給食費は吹田市に、学校徴収金等は吹田市教育委員会に、それぞれ口座振替(自動払込)により納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません。)

### ◆学校給食費について

#### ○学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日 (納入期限)	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

#### ○学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

#### ＜学校給食費の納入金額の例＞（令和6年度の1食単価での試算）

給食実施回数が、4月が7回、5月が20回、6月が21回の場合

7月期の学校給食費は、計48回 × 251円 = **12,048円**

➡ **7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。**

※口座振替手数料等は、吹田市が負担します。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

## ◆学校徴収金等について

### ○学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

### ○学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費 約 25,300 円（学年により異なります。）
- ② 日本スポーツ振興センター掛金 460 円
- ③ PTA 会費 1 家庭につき 5,280 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）



銀行名 手数料	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀 行(郵便局)	りそな銀 行
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の窓口払いの場合203円）が必要です。）

## ◆学校給食費・学校徴収金等の口座振替について

### ○取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

- ・池田泉州銀行
- ・北おおさか信用金庫
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・りそな銀行

### ○口座振替の申込手続

- (1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

- (2) ① Web での申込み方法（池田泉州銀行は Web 申込みできません）

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ（トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Web での口座振替の申込み）を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）

- ② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口にはありません。）

#### ○口座振替申込みの注意点

- ・口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- ・「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Webでの申込みの場合は「小学校給食費」と「学校徴収金等」の2回の申込み（入力）が必要です。書面での申込みの場合は、2種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

#### ◆その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

## ▶ 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。

## ▶ iPad の貸与について

令和2年度から、児童一人一台のiPadを貸与し、学習活動等で活用しています。（国のGIGAスクール構想実現に向けた予算で吹田市で端末・ネットワークを契約。全小・中学校に配付（貸与）しています。このiPadは吹田市が所管する端末で、「SUN ネット端末」と言われます。）

< iPad を児童が使用するための大切なお願い >

- ① 使用には保護者の方の同意書が必要となります。入学式に配付するお手紙をよく読んでいただき、同意書の提出をお願いいたします。
- ② 学校HPに『iPadのルールブック』を掲載しています。児童用は学校での指導に用います。保護者用をご家庭でご確認ください。
- ③ iPadは、ご家庭での児童の学習等での活用を可能とするため、必要に応じて持ち帰ります。充電はご家庭で実施していただきますので、充電器のご用意をお願いします。また、ご家庭でのネットワーク環境の準備をお願いします。（1年生は、5月以降に配付されます。基本操作の指導の後、6月以降に様子を見て持ち帰りを実施します。）

☆ 転出するときは、iPadを学校に返却してください。

## ▶ 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡して下さい。転校に必要な書類の作成や給食費などの精算を行います。

校区内で転居する（した）場合は新しい住所などを学校へ連絡して下さい。連絡帳で結構です。

### ◆ 転校手続きの流れ

- ① 市役所市民課または出張所で転出届を出します。（市内転居の場合は転居届）

吹田市外は転居予定日の約2週間前から受け付け 吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出

- ② 窓口で発行された「転学（出）通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。

市内転居の場合は「転学（出）通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の2種類発行されますのでご注意ください。

- ③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

- ④ 転出先の市役所等へ転入届を出します。（市外転居のみ）窓口の案内に従って手続きします。

- ⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

### ◆ 校区外通学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により校区外通学が認められることがあります。



## まず担任に相談を

4月になれば、いよいよ1年生。

子どもたちは、新しい学校での生活にワクワク・ドキドキしていることでしょう。保護者のみなさまも、お子さまのご誕生からのあゆみを思いおこされるとともに、今後の健やかな成長を期待されていることと存じます。一方、「迷わずに学校に行けるかな」「友だちと仲良くできるかな」「勉強についていけるかな」と不安な気持ちもお持ちだと思います。

学校は集団生活の場です。それぞれの個性を持った友だちと一緒に過ごしていく中で、多くのことを学びます。子どもたちにとって楽しいことをいっぱい経験することでしょう。けれども、ときには人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあたりすることもあります。学習につまずくこともあるかもしれません。もし何か問題が起こったり気になることがありましたら、遠慮なく担任に連絡して下さい。

### ▶ 気軽に相談下さい

お子さまが、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。保護者の皆さまも、学校のことがよくわかると思います。

しかしときには、お子さまからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることから、保護者の皆さまが、担任や学校に対して不信や不満を持たれることもあるかと思えます。そして、そのような不信や不満をそのままお子さまの前で話したりしますと、学校に対するお子さまの不安も強くなりますし、ひいては保護者と担任との意識のずれ違いが大きくなってしまいます。

担任や学校に対する不信や不満が生まれそうなときや、気になることがありましたら、まず担任に連絡を取って下さい。話し合うことで、解決する問題が本当に多いのです。

### ◆学校全体で支援しています

学校は、一人ひとりの子どもたちが、早期に悩みやトラブルを解消して楽しい学校生活を送り、豊かな感性と学習の基礎基本を確実に身につけるため、担任はもちろんのこと、教職員全員で子どもたちの成長を支援していきます。

そのために、保護者の皆さまの声を大切に、柔軟に対応していこうと考えています。また、学校からお願いすることも多々あるかと思えます。

保護者の皆さまと学校がしっかりスクラムを組んで、ともに子どもたちの成長を支援し、見守っていきましょう。

#### 様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずに色々な相談窓口で話してみませんか？  
学校には、担任、養護教諭等の他、児童やご家族の心身を支援する専門スタッフがいます。

<スクールカウンセラー>

… 市の臨床心理士が教育相談を実施します。月2回程度、学校でも相談を受ける（出張教育相談）ことができます。

<スクールソーシャルワーカー>

… 支援方法の助言、関係機関との結びつけ等、児童を取りまく社会環境の調整を行う専門スタッフです。

<特別支援コーディネーター>

… 学習・生活面についての不安や困り感のご相談、その他、適切な相談機関を提案する教員です。

学校以外の教育相談窓口は、29ページをご覧ください。

## 吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「<sup>いのち</sup>生命かがやき ともにつながり <sup>あす</sup>未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子どもが安心して学べる豊かな教育環境を創造し、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

### 吹田市教育ビジョン

#### 教育理念

「<sup>いのち</sup>生命かがやき ともにつながり <sup>あす</sup>未来を拓く吹田の教育」

#### 基本目標1

##### 総合的人間力の形成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通じ、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

#### 基本目標2

##### 社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

#### 基本目標3

##### 豊かな教育環境の創造

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

## 人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能(スキル)を高めていくことを目標にしています。

### スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- まずは、自分を好きになることから
- 相手の立場に立って考えること
- 自分の思いを相手にきちんと伝えること
- 解決するまでねばり強く取り組むこと
- 自分で決断し責任を持つこと
- ものごとを公平にみること
- ちがいを認め合い良い関係をつくること

## ▶ 本校の教育

### ◆教育目標

一人ひとりを大切にし、調和のとれた人間形成をめざす。

- いのちを大切にする子
- よく見、よく聞き、よく考える子
- すすんで行動する子
- 最後までがんばる子
- みんなと仲よくする子  の育成

### ◆令和8年度 重点目標

考えを互いに伝え合うことで多様な見方、考え方ができる子どもの育成

## ▶ 本校の概要

### ◆学校創設

開校 昭和39年4月1日  創立記念日5月18日

### ◆校章・校歌

校章規定【昭和39年7月1日】



#### ❖ 形式

古江台の『古』の字を平和の象徴である鳩の姿として表し、稜線を思わせる校舎の特徴ある屋根やひさしの線がその周りを囲んでいる。

#### ❖ 内容

子どもたちが、平和の中で、明るくのびのびと心豊かに育ち、たくましく生きる力を自らたくわえ、大きくはばたくことを願う。

古江台小学校 校歌	緑の丘  ここにひらけ たくましく  若木は伸びる 希望のひかり  みんなで仰ぎ 日々新しく  みんなで学び 明るく清く  育つのだ 讚えよう  讚えよう わが  古江台	豊かな泉  ここにあふれ うつくしく  夢はふくらむ 明日のしあわせ  みんな 願 日々怠らず  みんなで励む 正しく強く  生きるのだ 讚えよう  讚えよう わが  古江台	若い命  ここに集い さわやかに  朝はかがやく 日本の力  みんなで信じ 肩組みあって  みんなが進む 未来の世界を  つくるのだ 讚えよう  讚えよう わが  古江台
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◆教職員

(令和7年10月15日現在)

校長1名  教頭1名  首席1名  教諭29名  養護教諭1名  
 講師7名  事務職員2名  学校サポートスタッフ1名  校務員2名  
 給食調理員4名  介助員1名  スターター2名  読書支援員1名  AET2名  
 教育相談員1名  SSW1名  補助員1名  ICT支援員1名

### ◆児童数

男子343名  女子359名  合計702名  (令和7年10月15日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1組	29	32	34	32	33	33
2組	28	32	33	32	33	31
3組	28	32	33	33	34	32
4組	28	34	34	32		

◆主な年間行事（令和7年度分）

主な学校行事	
4月	入学式 始業式 1年生を迎える会 参観懇談 身体測定 各種健康診断4～6月
5月	校外学習 個人懇談 お迎え訓練
6月	プール開き 土曜参観 古小フェスタ 水泳授業参観
7月	宿泊学習（6） 終業式
8月	始業式 夏休み作品展 身体測定8～9月
9月	校内水上大会（6） 学年別一斉下校
10月	運動会 陸上大会（6） 校外学習10月～12月 林間学習（5） 芸術鑑賞会
11月	修学旅行（6） 校内音楽会
12月	個人懇談 人権作品展 児童会行事 終業式
1月	始業式 かけ足 マラソン大会 身体測定
2月	校内図工展 新入生入学説明会 参観懇談
3月	6年生を送る会 卒業式 修了式
その他、社会見学、体験学習、福祉交流、PTA・地域行事 （ ）内は学年	

◆日課表 ※ 授業終了後20分程度（終わりの会）の後、下校します。

古江台小学校 日課表					
	月	火	水	木	金
8:30～8:35	朝の会・健康観察				
8:35～8:50	朝の学習	モジュール	集会・読書	モジュール	モジュール
8:50～8:55	5分休憩				
8:55～9:40	1 時間目				
9:40～9:45	5分休憩				
9:45～10:30	2 時間目				
10:30～10:50	業間休み				
10:50～11:35	3 時間目				
11:35～11:40	5分休憩				
11:40～12:25	4 時間目				
12:25～1:10	給食				
1:10～1:30	昼休み				
1:30～1:45	そうじ（移動もふくむ）				
1:45～2:30	5 時間目				
2:30～2:35	5分休憩				
2:35～3:20	6 時間目				

◆（参考）令和7年度 各学年の授業時数 ※学習時間確保のため、変更する場合があります。

1年生						2年生						3年生						4年生						5年生						6年生											
月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金							
1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○
6						6						6	※	○	○			6	△	○		○	○	6	▲	○		○	○	6	▲	○		○	○	6	▲	○		○	○

【モ】2～6年生の「モジュール学習」1年間の学習時間確保のために、15分間×3日=1コマ（45分間）の学習を実施します。

3～6年生の月曜日の6時間目の取扱い

3年生（※）・・・授業（クラブ・委員会の日は5時間授業） / 4年生（△）・・・クラブ・授業（委員会の日は5時間授業）

5・6年生（▲）・・・クラブ・委員会・授業

## ▶ クラブ・委員会活動（令和7年度分紹介）

### ◆クラブ（4年生から）

テニス野球、ボールゲーム、卓球、ペーパークラフト、将棋、手芸、パソコン、百人一首  
パフォーマンス、アート、理科、手話、読書

### ◆児童会・委員会活動（5年生から）

代表委員会、給食、生活、栽培、美化、図書、体育、掲示、放送、保健

## ▶ 学校生活の基本的な約束ごと（この他にも必要に応じ適宜指導します。）

- ①8時から8時20分の間に登校する。
- ②忘れ物をしても取りに帰らない。（危険です。）
- ③勉強に関係のないものを持って来ない。（携帯電話については「取扱いに関するガイドライン」に同意する旨の確認書を提出した方のみ校内への持ち込みを許可しています。）
- ④必要のないお金を持って来ない。
- ⑤下校について・・・最終下校時刻 4時30分（11月～1月は4時00分、水曜日は2時30分）  
下校後ふたたび学校に来ない。（校内事故防止のため）
- ⑥保護者の許可なしに校区を出ない。（子どもの行動の把握をお願いします。）
- ⑦登下校のときには、決められた門から出入りし、決まった通学路を通る。
- ⑧廊下は走らずに静かに歩く。

## ▶ 通知表「あゆみ」について

本校の通知表『あゆみ』について簡単に説明します。

『あゆみ』は、学期ごとに児童の学習状況や生活の様子などを保護者に連絡するものです。評価方法は、「絶対評価」と言って一定の学習目標に到達しているかどうかについて評価するものです。ですからクラス全員が『できた』ということもあります。学習目標への到達度を児童、保護者、担任が共通認識し、次のステップへの課題をはっきりさせるためのものです。

1・2年生は「できた」「がんばろう」の2段階、3年生以上は「よくできた」「できた」「がんばろう」の3段階で評価します。教科は観点別・項目別に評価し、意欲・興味、関心・態度などの児童の学びに向かう力も評価の対象とします。

外国語活動・外国語では1・2年生は月1回、3・4年生は週1回、5・6年生は週2回の授業があります。発音や会話練習、ペア、グループでのコミュニケーション活動の様子、学習の振り返りカードなどをもとに1～4年生は文章で表記し、5・6年生は「よくできた」「できた」「がんばろう」の3段階で評価します。

道徳の評価は、3学期に一年間を通して、特に児童の成長が見られたものを観点などで文章で表記します。

3年生以上の『総合的な学習』の評価は、活動や学習の過程、ワークシートやノート、発表や討論など様々な場面で見られる児童の学習状況や成果などをふまえ、文章表記を行います。

学年		学期		評価	
学年	学期	評価	評価	評価	評価
1	1	2	3	4	5
1	2	2	3	4	5
1	3	2	3	4	5
2	1	2	3	4	5
2	2	2	3	4	5
2	3	2	3	4	5
3	1	2	3	4	5
3	2	2	3	4	5
3	3	2	3	4	5
4	1	2	3	4	5
4	2	2	3	4	5
4	3	2	3	4	5
5	1	2	3	4	5
5	2	2	3	4	5
5	3	2	3	4	5
6	1	2	3	4	5
6	2	2	3	4	5
6	3	2	3	4	5

# 子どもたちの健康のために

## ▶ 保健室から

保健室は、児童が元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定をしたり、けがや病気の時に応急手当などを行っています。また、困ったこと、心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談下さい。一緒に考えていきたいと思えます。

### ◆健康診断

学校保健安全法に基づいて4月から6月にかけて行われます。主な目的は次の3点です。

- ①からだがどれだけ成長しているかを知るため
- ②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等はいりません。

※健康診断には、ご家庭における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを持ち帰りますが、記入もれのないようにして、期日までに提出して下さい。

※入学までに、むし歯など治療が必要なものについては治しておいて下さい。

### ◆健康診断の実施項目及び該当学年

(●…全員 △…一部該当者 □…希望者)

項目	学年	小学校					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
身体測定		●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●
聴力検査		●	●	●		●	
内科		●	●	●	●	●	●
眼科		●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科		●	△	△	△	△	△
歯科		●	●	●	●	●	●
結核検診(問診及び診察)		●	●	●	●	●	●
尿検査	1次	●	●	●	●	●	●
	2次	△	△	△	△	△	△
色覚検査		□					
心臓検診	1次	●					
	2次	△	△	△	△	△	△
	3次	△	△	△	△	△	△
脊柱側弯症検診		△	△	△	△	●	△

## ◆検診結果のお知らせ

各種健康診断が終わりましたら、右のような「検査結果のお知らせ」を、必要な児童にのみ発行します。

お子さまがお知らせを持ち帰りましたら、できるだけ早く医療機関へ行き受診させて下さい。

このお知らせは医療機関に持って行って頂き、切り取り線以下の受診報告書に記入してもらい学校へ提出して下さい。



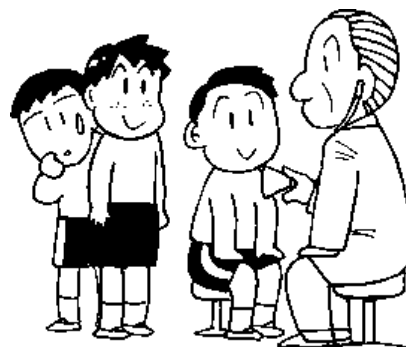
## わたしのけんこう

学校名		小学校 中学校		
学年・組・番号				
名前				
	身長	cm	cm	cm
	体重	kg	kg	kg
	内科検診			
	結核検診			
	運動器検診			
	《脊柱・胸郭・四肢》			
	心臓検診			
	眼科検診			
	視力 ( ) 矯正視力		1回目	2回目
		右	( )	
	左	( )		
	耳鼻科検診			
	聴力	右		
		左		
	むし歯			
	その他の病気			
	尿検査			

各種健康診断の結果は「わたしのけんこう」というカードに記入し、ご家庭へ持ち帰ってまいります。

健康・成長の記録となりますので、ご家庭で保管されるとよいでしょう。

※「わたしのけんこう」の書式や内容は変更(改訂)される場合があります。





## ▶ 日々の健康管理

朝、ご家庭で、お子さまの健康状態を見てあげて下さい。心配なときは、家で様子を見るか、医療機関で受診して下さい。無理をして登校させ、登校後に悪化すると帰宅させなければなりません。お迎えをお願いすることにもなります。また、感染症にかかっている場合、他の児童に感染することにもなりかねません。

安全カードの緊急連絡先の電話番号は正確に、必ずお迎えを頼める番号を記入して下さい。

もし、登校前に腹痛を訴えたり、頭が痛くなったりした場合

- ・ 熱はないか確かめる。
- ・ 他に具合の悪いところはないか、からだの様子をたずねてみる。

こうしたことにより、お子さまの健康管理に努めて下さい。症状が続くような場合には、心理的な要因も考えられます。担任あるいは養護教諭にご相談下さい。

### ◆ 学校で

始業前の朝の時間に、各クラスで健康観察を行っています。インフルエンザの時期などは特に大切です。

## ▶ けがや病気の時は？

### ・ けがをしたとき

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でけがをした場合、けがの大きさにより医師による治療を受けることがあります。



※ 医療機関に連れて行く前に保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をします。原則として保護者も医療機関までお越しいただきます。

学校で起きたけがについては … 保健室で応急手当を行い、

- ① その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

お子さまには、学校管理下でけがをしたときに、すぐに担任またはけがをした時間の担当の先生に申し出るようご指導下さい。また、学校でのけがでご家庭から医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせ下さい。災害共済給付制度の手続きについてお知らせします。

※ なお、保健室ではその日学校で起きたけがに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の手当てはご家庭でお願いします。

## ・病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度や要因を判断し、

①教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。

②教室での授業が不可能と思われるときは、しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。その後も身体症状のよくない場合は、担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、下校してもらいます。(原則として迎えにきていただきます。)

※保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おき下さい。

## ・いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。何かあったら必ず保護者の方に連絡をしますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書き下さい。



## ◆災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下（授業中・休憩時間中・通常の経路による通学中 など）における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことによって、学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものです。

センターに加入すれば、学校管理下でのけがで医療費がかかった場合（家庭から受診した場合も含めて）、保険診療の範囲内で、その程度により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。本校では保護者負担分、年額 460 円を教材費から支払っています。

## ▶ 欠席と連絡方法 いかなる場合も、学校を休むときは必ず学校へ連絡して下さい。

### 連絡方法

さくら連絡網（P.24参照）にて連絡

また次のような場合は欠席扱いになりません。

#### ①学校において予防すべき感染症にかかったとき（出席停止）

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症、新型コロナウイルス

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

②臨時休業になったとき（学級閉鎖） 感染症予防上必要がある場合に行います。（4日程度）

③その他 親族の忌引

父母…10日以内 祖父母…5日以内 曾祖父母…3日以内

兄弟姉妹…5日以内 伯叔父母…3日以内 従兄弟姉妹…1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。



## ◆給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成会議で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみたすこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆ パンは10種類程度あり、無漂白の小麦粉を使用し、糖分・脂肪分を控えたものが基本です。
- ◆ 米飯は週4回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆ 牛乳は、ストローレス紙パック入りの牛乳を使用しています。
- ◆ 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事でも不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

## ◆給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

## ◆食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・卵、乳、小麦の一部の除去食 \*代替食調理の対応はしていません
- ・欠食、代替食持参の対応
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

**食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。**

\*吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも」の13品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」にこの旨、必ずご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

### <おねがい>

#### 家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べましょう。
- ・野菜をしっかり食べましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えていきます。いろいろな食品を使いましょう。

## 子どもたちの安全のために

### ▶ 日常安全管理



#### 1. 門の管理

##### (1) 登校時

- ①原則として、正門を児童登校時のみ開ける。
- ②通常の授業時は、8時00分～8時20分の間に教室に登校すること。  
(8時00分以前は教職員による対応が不可のため)
  - ・遅刻して門が閉まっている場合は、正門警備員に対応してもらうこと。
  - ・遅刻する場合は学校に連絡すること。
- ③正門で児童の登校を見守る。挨拶・声かけ。
- ④登校時刻後、正門を閉じる。

##### (2) 授業時・休憩時（正門に警備員常駐）

- ①原則として、入校・退校は正門を使用する。
- ②来校者や遅刻した児童には警備員が対応し、来校者等を確認の上、用件を確認する。

##### (3) 下校時・放課後（警備員常駐）

- ①児童は下校の際には、正門から下校させる。
- ②来校者については、授業時と同様。

##### (4) 遅刻・早退時

遅刻・早退時は児童のみでの登下校は不可。原則、教室まで保護者の送り迎えが必要。

#### 2. 来校者への警備員の対応

- ①正門で来校者の名前と用件を確認する。
- ②保護者以外の来校者には、受付にて氏名等を記入し、来校者証を着用してもらう。
- ③特に様子に変な場合は、すぐに校長または教頭に連絡し、指示を仰ぐ。
- ④問題がない場合は、来校者カードの着用を依頼する。
- ⑤保護者については、保護者証を着用してもらう。(お忘れのないようお願いします。)

#### 3. 教室に非常ベル

#### 4. 教職員は名札を着用する

#### 5. 放送設備利用による校内連絡、緊急通報。

#### 6. 本校マニュアルに沿って、不審者侵入を想定した避難訓練を実施。(警察との連携)

#### 7. 毎年、教職員を対象とした救急救命法研修の実施。

#### 8. 不審者による事象について保護者への注意喚起。(文書、さくら連絡網)

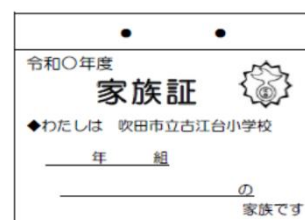
#### 9. 地域・PTAとの連携 (地域) 見守り隊、キッズセイバー、こども110番の家、地域諸団体 (PTA) 地区パトロール 校区内警備会社パトロール (午後見回り)

## ▶ 来校時のお願い

- ・ご来校の際は、正門からお入りになり、必ず家族証を着用して下さい。
    - ・正門の受付にお立ち寄りいただき、家族証を警備員にお示し下さい。
    - ・万一、家族証をお持ちでない方は、受付にて、お名前等、必要事項を受付簿にてご記入いただき、「来校者証」を警備員がお渡しするので、お付け下さい。  
(名札のない方は、警備員または職員が確認させていただきます。)
  - ・正門は通常閉めた状態にしています。校内に入られました時は、お閉め下さい。
  - ・ご来校の際は、徒歩でお越し下さい。(近隣への駐車・駐輪もご遠慮下さい。)
- ※緊急時の連絡先が変更になった場合は、必ず担任までお知らせ下さい。

## ◆家族証について

4月中旬に学校から各ご家庭へ4枚ずつ家族証を配付しています。  
1年間有効です。4月に新年度分を配付以降は、前年度の家族証は使用できません。必ず当年のものをご使用ください。  
また、原則再発行はいたしませんので、各ご家庭にて大切に保管・管理をお願いいたします。  
(家族証のカードケースは各自購入して下さい。)



※お子様が初めて入学される場合、学校から家族証が配付されるまで、入学説明会の案内と一緒にお渡しした『仮家族証』を使用してください。  
(入学説明会、入学式にご出席の際も着用をお願いします。)

※PTAより配付していた保護者証は、令和7年度末で廃止となりました。

## ◆安全な登下校についての指導内容

1. 見知らぬ者に声をかけられても、絶対に応じないこと。
2. 登下校は、複数で行うこと。
3. 下校後及び休業日における外出についても、できるだけ複数で行動し、行き先や帰宅時間等を家の人に告げること。
4. 身の危険を感じたら、すぐに逃げる、大きな声を出す、「子ども110番の家」や近くの人に助けを求める等すること。
5. 子どもだけで留守番をするような場合、見知らぬ訪問者には十分注意すること。また、安易にドアを開けることがないようにすること。
6. 一人でのエレベーターの昇降には、十分気を付けること。
7. 子どもだけの夜間外出は控えること。

※被害にあった場合または被害にあいそうになった場合は、すぐに110番通報して下さい。

(または吹田警察 生活安全課 TEL6385-1234)

あわせて、学校へも情報をお寄せ下さい。

※緊急時は集団下校をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

## ▶ 学校からの携帯メール配信について

本校では、学校からの情報発信手段の1つとして、携帯電話等にメールでの配信をしています。

学校からの正式なお知らせは文書を基本としていますが、不審者情報をはじめ、緊急の際の連絡には、メール配信による連絡をしています。また、PTA からののお知らせについては、メール配信が基本となっています。

令和5年度より学校の連絡に「さくら連絡網」、PTA の連絡に「ミマモルメ」を使用しています。

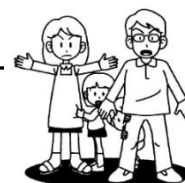
配信システム	内容等	登録手順等資料配布	登録期間等 (利用開始)
さくら連絡網 (令和5年度導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校からの連絡等</li> <li>●保護者からの欠席・遅刻届</li> </ul>	入学式 始業式 転入受付時	登録手順等資料配付後 (4月中旬)
ミマモルメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA からの連絡等</li> <li>●児童が登下校時に正門を通過した際の連絡(任意申込み)</li> </ul>	入学説明会 転入受付時	登録手順等資料配付後 (業者による登録完了後)

### ※転入時のさくら連絡網 ID の付与について

学務課から送付される学籍番号と紐づける必要があるため、転入時のさくら連絡網 ID の付与には1週間程度かかります。その間の欠席連絡につきましては、お電話での連絡をお願いいたします。

以下のことを承諾いただき、登録をお願いします。

- メールでは情報を受け取られたかどうかを確認することは困難です。
- 配信行為、又は、配信された情報の内容には、できる限り適正、正確を期す努力をしますが、万が一不都合(保護者から見て配信が必要と思われた情報を学校が配信しなかったときや、情報配信の遅れ、情報に故意ではない誤りが含まれていたときのことなどを指します。)がありましても、学校は、責任を負うことはできません。
- 重要情報を配信したときは、文書でもお知らせする場合があります。



## ▶ 災害時の対応

### ◆ 台風の時（暴風警報または大雨特別警報が発令された場合）

吹田市または吹田市を含む北大阪に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されたとき

1. 午前7時現在	暴風警報または大雨特別警報が発令されているとき	登校せず、自宅待機させて下さい。
2. 午前9時までに（9時解除も含む）	暴風警報または大雨特別警報が解除されたとき	解除の時点で安全に気をつけて、登校させて下さい。
3. 午前9時現在	暴風警報または大雨特別警報が解除されていないとき	学校は臨時休校になります。
4. 児童登校後	暴風警報または大雨特別警報が発令されたとき	安全が確保されるまで学校で待機しますが、校長判断により早めに帰宅する場合があります。

※大雨・洪水警報等が発令された場合は、安全に気をつけて登校させて下さい。

※当日の天気予報にご注意いただき、児童が家に入れますよう各家庭で事前に相談しておいて下さい。

### ◆ 地震の時（震度5弱）以上の地震が起きた場合）

吹田市または吹田市を含む北大阪に「震度5弱以上の地震」が発生したとき

1. 児童の登校前に発生	学校は臨時休校になります。
2. 登校の途中に発生	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、原則として登校し、運動場に集合します。
3. 登校後に発生	余震に配慮し、運動場に避難します。その後、お迎え用個票に記名されているどなたかにお迎えをお願いします。
4. 下校時に発生	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて帰宅します。

※非常時にどのようにするかは、日頃から各家庭で相談しておいて下さい。

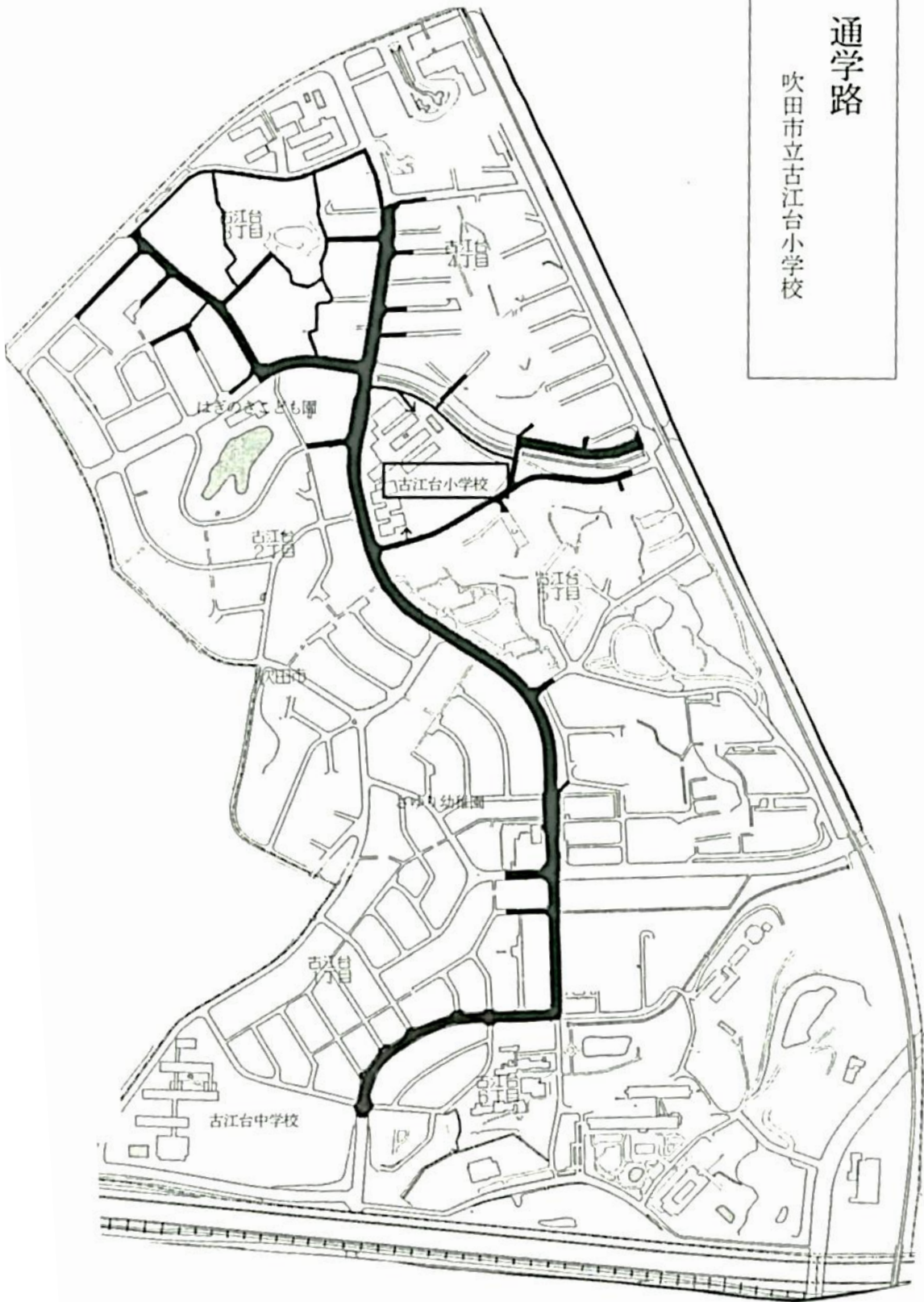
※緊急時は、電話の不通や混乱が予想されます。学校へのお電話はご遠慮ください。

情報の伝達は校門掲示等によって行います。

※なお、吹田市に災害対策本部が設置されます。

# 通学路

吹田市立古江台小学校





# PTA 活動

## ▶ PTA 活動の重要性

近年、地域の人間関係が疎遠になった、親が子育てに自信がなく孤立感を深め、また個人主義に傾いてしまう、さらに、子育て支援のない中で親が虐待に走ってしまう、といった問題が目立ってきています。

PTA は、保護者と教職員で構成された会で、保護者どうし、また保護者と教職員がお互いに意思疎通をはかり、子どもについて、教育について、学校運営について共通理解を進めるためにはなくてはならない活動とされています。保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を願い、生活面や教育面で環境を整えるよう活動している団体です。

## ▶ 各委員会の活動

本校 PTA の各委員会は下記のような活動をしています。(令和7年度)

委員会	活動目的および内容
本部役員	各委員会が楽しく、有意義な活動ができるように、運営委員会（年6回）を開いたり、PTA の事務処理や会計処理を行っています。その他に、対外的な会議や催しに参加・協力し、情報交換を行っています。
学年部	主に月1回の黄色いレシートキャンペーンの普及や保護者向けに給食試食会の開催、卒業記念品準備等、学年部が主体となり活動を行っております。また、運動会や特別授業などの学校行事の際にはお手伝いもしています。
生活部	児童の校区内の安全をはかり、快適な環境作りに努めています。 (例) 校区パトロール、安心安全マップ、「こども110番の家」運動など
広報部	保護者や教職員に向けて、学校や PTA 活動、子ども達の地域交流の場についての情報発信に取り組んでいます。 (例) 学期ごとに発行する広報紙の取材・撮影・作成活動
地域活動部	学校開放における見守りや、地域諸団体の行事に参加しています。 (例) 盆踊りや市民体育祭など
指名委員会	次年度の本部役員の選出を行います。

## 健やかな成長のために（お知らせ）

### ▶ 留守家庭児童育成室（すずらん学級）

吹田市では、保護者が仕事などで保育できない1～4年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置し、児童の健全育成を図っています。

#### 開室日・開室時間

月～金曜日：放課後～午後5時

小学校の休業日（代休日、長期休業日等）：午前8時30分～午後5時

延長保育：午後6時30分まで

第4土曜日：午前8時30分～午後5時（延長保育なし。祝日の場合は休室）

#### 休室日

土曜日（第4土曜日除く）、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、年度最終日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室 電話6384-1599



## ▶ 学校以外の相談窓口

下記は吹田市不登校ポータルサイトの案内です。不登校以外の相談窓口も掲載されていますので、必要に応じてご活用ください。

保護者のみなさまへ

# 不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



## 学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

## 子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいか
- 家庭学習を続けるべきか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいか
- 誰にも相談できない
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない

## 心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています



不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

## 学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

### 出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

### スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

いずれも、相談を希望される場合は  
在籍している学校へご連絡ください。



## 吹田市の不登校相談・支援

名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市立 教育センター  〔令和6年4月に 佐竹台1丁目6番3号 へ移転しました。〕	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)  個別または小グループでの活動や学習を行う「教育支援教室」の開室/ 家庭訪問活動	TEL：06-6170-1579※来所相談は要予約 時間：平日及び第3日曜日の9:00～17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地：佐竹台1丁目6番3号  学校を通して申込み 〔教育センターの移転と併せて、「教育支援教室」も令和6年4月 から佐竹台1丁目6番3号へ移転しました。〕

## その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぱらっとるーむ吹田 (青少年)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで) とその家族を対象とした相談・支援	TEL：06-6816-8534 時間：月～土10:00～20:00(日祝は要予約) 所在地：山田西4-2-43ゆいぴあ(吹田市子育て 青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL：06-6339-6103 時間：月～金 9:00～17:30 所在地：片山町2-11-40
	子育て政策室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL：06-6170-7224 時間：平日9:00～17:30 所在地：泉町1-3-40 吹田市役所 低層棟 2F
	地域保健課	こころの健康相談：精神保健福祉士、 保健師等が相談に応じる (家族からの相談も可)	TEL：06-6339-2227(面接は予約制) 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	子育てや養育に関する相談 子育て短期支援(短期入所生活援助 や夜間養護等)	TEL：06-6384-1472 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に 対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL：06-6384-1350 時間：平日9:00～17:30 所在地：泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する 相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロック に障がい者支援センターを設置。詳細は右記。 
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (保護者専用)	TEL：06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間：平日9:30～17:30 所在地：大阪市住吉区荻田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般 (時間外対応)	TEL：0120-0-78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

### お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ  
(所在地：吹田市朝日町3-415)

TEL 06-6155-8192  
FAX 06-6155-8872

## 就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校で必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくはQRコードから、市就学援助 HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

### 申請時期・方法

一斉受付期間 | **令和8年4月1日(水)～5月25日(月)**

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受付けますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。受付期間は令和9年2月末日までです。



▲ 就学援助

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(水)(期限厳守)まで受付けします。(電子申請不可)

- ①電子申請 | 市 HP から24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。
- ②窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時まで  
吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番 吹田さんくす3番館4階)

## 医療券(医療費援助)交付について

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受付けします。

詳しくは就学援助 HP を御覧ください。

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)、アデノイド、中耳炎(急性・慢性・滲出性を問わず)、慢性副鼻腔炎(急性・アレルギー性鼻炎は対象外)、う歯(虫歯。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外)、寄生虫病(虫卵保有を含む)

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

### 小学校1年生予定児童

申請期間 | **令和8年2月1日(日)から2月28日(土)**

①電子申請または②窓口申請で受付けします。詳しくは市 HP を御覧ください。

### 中学校1年生予定児童(小学校6年生児童)

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

学校ハンドブック 令和7年度（2025年度）版

製 作

吹田市立古江台小学校  
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和8年（2026年）2月1日  
吹田市立古江台小学校

※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

\*片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

\*吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

表紙の写真は、特徴的な屋根の校舎と「平和への願い像」

